

平成14年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1期 日 平成14年12月26日(木)

2場 所 東京区政会館

3出席議員(23名)

- | | | |
|-----|------|-----------|
| 1番 | 千代田区 | 満 処 昭 一 |
| 2番 | 中央区 | 今 野 弘 美 |
| 3番 | 港区 | 島 田 幸 雄 |
| 4番 | 新宿区 | 野口ふみあき |
| 5番 | 文京区 | 斉 田 宗 一 |
| 6番 | 台東区 | 木 村 肇 |
| 7番 | 北区 | 福 田 伸 樹 |
| 8番 | 荒川区 | 並 木 一 元 |
| 9番 | 品川区 | 林 宏 |
| 10番 | 目黒区 | 石 橋 佳 子 |
| 11番 | 大田区 | 河 津 章 夫 |
| 12番 | 世田谷区 | 新 田 勝 己 |
| 13番 | 渋谷区 | 岡 本 浩 一 |
| 14番 | 中野区 | 斉 藤 金 造 |
| 15番 | 杉並区 | 梅 田 ひ さ え |
| 16番 | 豊島区 | 小 倉 秀 雄 |
| 17番 | 板橋区 | 菅 東 一 |
| 18番 | 練馬区 | 村 上 悦 栄 |
| 19番 | 墨田区 | 早 川 幸 一 |
| 20番 | 江東区 | 米 沢 正 和 |
| 21番 | 足立区 | 鈴 木 進 |
| 22番 | 葛飾区 | 峯 岸 實 |
| 23番 | 江戸川区 | 花 島 貞 行 |

4欠席議員(0名)

5出席説明員

- | | |
|------|---------|
| 管理者 | 石 塚 輝 雄 |
| 副管理者 | 竹 尾 格 |
| 収入役 | 木 村 靖 男 |

| | |
|----------|-------|
| 監査委員 | 山本仁衛 |
| 総務部長 | 廣田倬典 |
| 施設管理部長 | 梅澤勝利 |
| 処理技術担当部長 | 茂中勉 |
| 計画推進部長 | 高橋幸雄 |
| 計画推進担当部長 | 薬師寺史良 |
| 建設部長 | 程塚繁 |
| 総務課長 | 大室郁夫 |
| 職員課長 | 鴨志田隆 |
| 財政課長 | 田島俊二 |

6 出席議会事務局職員

| | |
|-------|------|
| 事務局長 | 金子勇夫 |
| 事務局次長 | 高橋進治 |
| 書記 | 伊藤孝昭 |
| 書記 | 和田世生 |

7 議事日程

日程第1 会期決定について

日程第2 認定第1号 平成13年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第26号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第27号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 報告第5号 専決処分した事件の報告について

日程第6 議員提出議案第2号 清掃事業従事職員の調整額および特殊勤務手当に係る早期見直しを求める意見書

日程第7 陳情の付託

日程第8 運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第1 議案第26号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議案第27号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第3 総務・事業委員会の閉会中の継続審査について

開 会（午後 2 時 0 0 分）

村上 悦栄議長 ただいまから、平成 14 年第 4 回東京二十三区清掃一部事務組合
議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、会議規則第 112 条に基づき、6 番、木村肇議員及び 7 番、福田
伸樹議員を会議録署名議員に指名いたします。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

石塚輝雄管理者。

石塚 輝雄管理者 平成 14 年第 4 回定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさ
つを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、暮れも押し迫り大変お忙しい中ご参集
を賜り、まことにありがとうございました。

本年は、京浜島不燃ごみ処理センターの火災や、中央防波堤内側灰溶融
施設の建設など本組合の運営をめぐり、いろいろ大変ご心配をおかけいた
しました。しかし、他方ごみの中間処理を円滑に進めるとともに技術の向
上において懸案となっておりましたダイオキシン対策工事を期限内に滞り
なく終わることができました。また、今月 2 日にはプラント更新工事を
行っておりました板橋清掃工場の落成式を挙行することができ、多摩川清
掃工場や足立清掃工場、大井清掃工場などの更新工事も順調に進んで
おります。これも、議員の皆様方のご理解とご協力のたまものと深く感謝を
いたしております。

さて、本定例会にご提案いたします議案でございます。

まず、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例及び東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の
特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。職員給与の減額改
定を行うとともに、副管理者の給与引き下げ等を行うため、この 2 つの条
例の一部改正をご提案いたします。

次に、報告事項といたしまして、専決処分をいたしました契約変更事案
が 6 件でございます。

定例会にご提案いたします議案は以上でございます。よろしくご審議を

賜りますようお願いを申し上げまして、私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

村上 悦栄議長 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ご報告申し上げます。

- 1 平成14年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 議事説明員について

以上、1から3の3件につきましては、お手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日は、全議員がご出席でございます。

村上 悦栄議長 次に、例月出納検査の報告が、監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告させます。

金子事務局長 お手元に8月、9月、10月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしてございますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

村上 悦栄議長 日程第1を議題にいたします。

〔事務局長朗読〕

日程第1 会期決定について

村上 悦栄議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第2 認定第1号 平成13年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

村上 悦栄議長 財務委員会からの報告をお願いいたします。

早川幸一財務委員長。

早川 幸一財務委員長 平成14年第3回定例会において、財務委員会に付託されました 認定第1号、平成13年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、審査経過とその結果についてご報告いたします。

去る10月25日、財務委員会を開催いたしました。はじめに、管理者側から認定第1号につき資料に基づき補足説明を聴取し、引き続き質疑を行いました。

質疑の概要について申し上げます。

まず、歳入のエネルギー売払い収入の増減と今後の見通し及び国庫補助制度とプラント更新の際の建物取壊し経費の取扱い、さらに施設整備におけるコスト削減策についてただされました。

また、単年度収支と不能欠損及び収入未済の理由と対応策についてただされた後、公平性の見地から厳しい対応策をすべき必要があるとの意見が出されました。

次に、決算剰余金の基金への積み立て及び平成17年度末に向けた組合債の残債の取扱いについてもただされました。

さらに、歳入・歳出に係る執行率が低くなった理由及び不用額の前年度比の理由等についてもただされました。

質疑終了後、採決を行ったところ、認定第1号は、全員賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、財務委員会報告を終わります。

村上 悦栄議長 ただいまの報告に対し、ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。認定第1号については、財務委員会報告のとおり認定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号は、原案のとおり

認定することに決定いたしました。

次に、日程第3及び日程第4を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第3 議案第26号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第27号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

村上 悦栄議長 提案理由の説明を求めます。

竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 議案第26号及び議案第27号につきまして、一括して提案いたしました理由並びに内容をご説明申し上げます。

議案第26号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本件は特別区において、特別区人事委員会勧告を受け給与改定の実施が決定されたことに伴い、当組合も特別区と同様に給与改定を実施すべきものと考え、改正するものでございます。

議案第27号、東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例でございますが、厳しい財政状況及び特別職の給与抑制が多く新区で実施されていることに鑑み、常勤副管理者の給料月額を平成15年1月分の給料から平成16年3月分までの間、3%引き下げるものでございます。

また、収入役の給料月額は既に、本年6月の第2回定例会で引き下げを行う特例規定についてご承認いただいておりますが、この適用期間が平成15年3月までとなっているところを常勤副管理者にならい、平成16年3月までに延長することをあわせて提案させていただくものでございます。

以上が、本議案を提案いたしました理由並びに内容でございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

村上 悦栄議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第26号及び議案第27号については、総務・事業委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって議案第26号及び議案第27号は、総務・事業委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第5を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第5 報告第5号 専決処分した事件の報告について

村上 悦栄議長 事務局長に朗読いたさせます。

金子 事務局長 報告第5号 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、別紙調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成14年12月26日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 石塚輝雄

村上 悦栄議長 報告理由の説明を求めます。

竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 報告第5号についてご説明申し上げます。

まず、板橋清掃工場外構整備工事につきましては3回の契約変更を行っております。

1回目は、崩落防止に備える山留め工法について、地下水位が設計時の想定より低かったため、工法の変更による減額でございます。

2回目は、持込ごみに関してより正確な搬入量を算定するため、計量を搬入の前後2度実施することに伴う車両動線の変更等による増額でございます。

3回目は、請負者の申請により10日間の工期を延長した変更でございます。

次の「大田清掃工場第一工場排ガス処理設備整備工事」以下5件は、国において平成13年4月25日に制定された「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく測定箇所数が、各整備工場の契約時に示された当初要綱案による測定対象箇所数より減ったことによる変更でございます。

具体的な工事件名、変更後契約金額、変更後工期等につきましては、裏面の議決を得た契約の契約変更調書のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

村上 悦栄議長 以上で報告は終わりました。

ただいまの説明のとおりですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、日程第6を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第6 議員提出議案第2号 清掃事業従事職員の調整額および特殊勤務手当に係る早期見直しを求める意見書

村上 悦栄議長 提案理由の説明を求めます。

12番、新田勝己議員。

新田 勝己議員 ただいま、上程されました日程第6、議員提出議案第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、提案説明は案文の朗読をもってかえさせていただきたいと思えますので、ご了承願いたいと思えます。

それでは、説明させていただきます。

清掃事業従事職員の調整額および特殊勤務手当に係る早期見直しを求める意見書。

長引く景気の低迷により一段と厳しさを増した経済・雇用状況の下、特別区財政は逼迫しており、各区においては区民福祉の向上のため、新たな運営形態での事業実施など一層の行財政改革に取り組んでいるところです。二十三区で構成する東京二十三区清掃一部事務組合においても例外ではなく、より一層効率的な運営を行うことが求められるところです。

東京二十三区清掃一部事務組合および特別区で行っている清掃事業は、現在、都区制度改革に伴う経過措置により、東京都から多くの職員の派遣を受けて実施されていますが、清掃事業に従事する東京都派遣職員に支払

われる給料、調整額および特殊勤務手当については、東京都の規定が適用されているところです。

これらの調整額および特殊勤務手当については、支給が開始された時代においては、その時代背景から都民の一定の理解が得られたものと考えられるところであります。

しかしながら、今年度の国、東京都および特別区の職員給与に係る勧告については、現下の厳しい社会経済状況が反映され、初めての給与の減額勧告が出され、東京都においても、職員の給料等については、勧告および東京都財政に鑑みた措置を取ることとされたところでありますが、なお、調整額および特殊勤務手当について都民及び区民の理解が得られるものとする必要があります。

よって東京都においては、清掃事業に従事する職員への調整額および特殊勤務手当の支給について、抜本的な見直しが行われるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成14年12月26日。

以上でございますが、東京都知事あてでございます。

よろしくご賛同いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

村上 悦栄議長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第2号は、直ちに採決することに決定しました。

お諮りいたします。本件議案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」、「異議あり」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認め……それでは、1番からご異議がございました

ので、お諮りの仕方を変更させていただきたいと思います。

挙手により採決をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 賛成の議員の挙手をお願い申し上げます。

〔賛成者挙手〕

村上 悦栄議長 賛成多数でございます。よって本件、本議案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認め、議員提出議案第 2 号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 7 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 7 陳情の付託

村上 悦栄議長 今回、受理いたしました陳情第 3 号は、お手元に配布した陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。陳情第 3 号は総務・事業委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、陳情第 3 号は総務・事業委員会に付託することに決定いたしました。

この際、付託案件の委員会審査のため暫時休憩をいたします。

休 憩（午後 2 時 2 0 分）

再 開（午後 3 時 0 0 分）

村上 悦栄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

総務・事業委員会の審査が終了した議案第 2 6 号及び議案第 2 7 号の 2

議案と総務・事業委員会に付託されておりました陳情第1号から陳情第3号に係る閉会中の継続審査についての計3件を、本日の日程に追加し、審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号ほか2件を本日の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

まず、追加日程第1及び追加日程第2を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第1 議案第26号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議案第27号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

村上 悦栄議長 総務・事業委員会からの報告をお願いいたします。

野口ふみあき総務・事業委員長。

野口ふみあき総務・事業委員長 総務・事業委員会に付託されました議案に対する審査の結果について報告をいたします。

当委員会に付託されました議案は、議案第26号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第27号、東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第26号は、特別区において特別区人事委員会の勧告を受け給与改定が決定されたことに伴い、本組合においても特別区との均衡を考慮し、特別区と同様に給与改定を実施するものであります。

議案第27号は、各区の厳しい財政状況や特別職の給与抑制、一般職員の給与引き下げが実施されていることに鑑み、常勤副管理者の給料月額について引き下げるものであります。

審査結果、議案第26号及び議案第27号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務・事業委員会報告を終わります。

村上 悦栄議長 ただいまの総務・事業委員会からの報告に対し、質疑はございま

せんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第26号及び議案第27号は、総務・事業委員会報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号及び議案第27号は、総務・事業委員会報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第3を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第3 総務・事業委員会の閉会中の継続審査について

村上 悦栄議長 総務・事業委員会の「継続審査申出書」を事務局長に朗読いたさせます。

金子事務局長 「継続審査申出書

本委員会において審査中の下記事項について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

- 1 平成14年陳情第1号
清掃工場建設計画の見直しを求める陳情
- 2 平成14年陳情第2号
渋谷清掃工場にダイオキシンの連続監視装置の設置を求める陳情
- 3 平成14年陳情第3号
清掃工場に排ガス中のダイオキシン類の常時監視装置の設置を求める陳情

平成14年12月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

総務・事業委員長 野口ふみあき

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 村上 悦栄 様

」

村上 悦栄議長 お諮りいたします。

総務・事業委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は総務・事業委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、日程第8を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第8 運営委員会の閉会中の継続調査について

村上 悦栄議長 運営委員会の「継続調査申出書」を事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

金子事務局長 「継続調査申出書

本委員会において調査中の下記事項について、本定例会中に調査を終了することは困難であるので、閉会中も調査いたしたく、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

1 議会の運営連絡等について

平成14年12月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

運営委員長 斉田宗一

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 村上 悦栄 様

」

村上 悦栄議長 お諮りいたします。

運営委員会からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出があります。

石塚輝雄管理者。

石塚 輝雄管理者 第4回定例会の散会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案いたしました議案につきましては、慎重なご審議の上いずれも原案どおりご議決を賜りまして、まことにありがとうございました。ご審議の中でいただきましたご意見等に十分留意いたしまして、清掃工場等の適切な管理、運営に努めてまいりますので、引き続きご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

村上 悦栄議長 以上で管理者の発言は終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後3時06分）
